

日高村の流域治水対策に関する基本的な方針

令和5年1月1日

日 高 村

1. はじめに

日高村中心部が位置する日下川流域においては、過去から度重なる浸水被害が発生してきた。また、近年、地球温暖化に伴う気候変動等の影響により、豪雨災害が激甚化・頻発化しており、日高村においても、今後さらなる浸水被害が発生することが予測される。

このため、村民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるよう、河川整備を加速させるとともに、貯留浸透機能を増進させるなど、流域全体であらゆる関係者が協働して実施する流域治水対策を進めなければならない。

そこで、本村では、流域治水対策を推進するための基本となる事項等を定めることにより、浸水被害の解消を図り、村民の生命、身体又は財産を保護し、もって安全で安心なまちづくりの形成に資することを目的に「日高村水害に強いまちづくり条例」（以下、「条例」という。）を制定した。

条例第8条に基づき、流域治水対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、流域治水対策の意義及び基本的な方向、並びに流域治水対策のための施策に関する基本的な事項等について定めた「日高村の流域治水対策に関する基本的な方針」をここに策定する。

2. 流域治水対策の意義及び基本的な方向

近年の気候変動による豪雨災害の激甚化・頻発化により、従来の河川管理者を中心としたハード対策だけでは抑えられる被害に限界があり、河川整備などのハード対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水する地域）にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、ソフト対策も含め流域全体で一体となった対策を推進していく必要がある。

日下川においても、平成26年台風第12号による被害を受け、国による新日下川放水路が完成するが、放水路完成後も平成26年台風第12号を超える規模の降雨による浸水は想定され、「日高村浸水予想区域」として指定、公表されている。さらに、今後気候変動に伴う降雨量の増加によって、洪水流量および洪水発生頻度は増加すると考えられていることから、流域全体のあらゆる関係者が積極的に力を集結して流域治水対策を進めるほかに、村民が安全かつ安心して暮らすことが出来る方策はない。

このため、村は、雨水の有効な利用、地下水の涵養等を図ることにより、本村の豊かな水資源及びその良好な循環が保全されるよう配慮しながら、自然と人が共生する中で、村民が安全かつ安心して暮らすことができるよう、流域治水対策を推進するための施策を策定

し、実施することとする。その際、策定する施策には村民及び事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、実施に当たっては、村民及び事業者の理解と協力を得るよう努めることとする。併せて、広報活動その他の活動を通じ、流域治水の必要性について、村民及び事業者の意識の高揚に努めることとする。

また、村民及び事業者は、流域治水対策について理解を深め、地域における流域治水対策の推進に努めるとともに、村が実施する流域治水対策に関する施策に協力するよう努めることとする。

3. 流域治水対策のための施策に関する基本的な事項

2. 「流域治水対策の意義及び基本的な方向」に基づき、村は、国、県等とも連携の上、流域のあらゆる関係者の協働により、(1) 従来型治水に氾濫量軽減の視点も追加した「氾濫を減らす」対策、(2) 水害に「備えて住む」対策、(3) 氾濫する前に「安全に逃げる」対策の3方策について、実施していくものとする。

3.1 「氾濫を減らす」

地域の治水安全度を向上させるためには、浸水予想区域で雨水や流水等を貯留する対策、氾濫水を制御する対策、流域全体で雨水を地下に浸透させる対策を効果的に組み合わせて実施するものとする。主な施策は以下の通りである。

- 雨水貯留浸透施設の整備及び、整備の実施に対する助成
- 排水ポンプの設置
- 森林や水田の洪水緩和機能等の保全
- 村管理河川の土砂撤去

3.2 「備えて住む」

「氾濫を減らす」対策を実施したとしても、気候変動も考慮すると浸水被害が発生するリスクは年々高まっていくおそれがあり、氾濫することを前提として、安全な土地へ住まいを誘導するための対策、氾濫しても被害を最小限に抑えるための住まい方の対策を実施することとする。主な施策は以下の通りである。

- ハザードマップ等水害リスク情報の公表
- 輪中堤の整備
- 居室の床高規制の実施
- 実績浸水深の表示

3.3 「安全に逃げる」

「氾濫を減らす」対策、水害に「備えて住む」対策は進捗に時間を要することから、即効性のある避難策を組み合わせることで講じることとする。主な施策は以下の通りである。

- ハザードマップの配布
- 避難場所の確保
- 情報提供の充実
- 防災教育の実施

4. 流域治水対策に関する重要事項

4.1 浸水予想区域について

条例第9条に基づき、村長は平成26年台風第12号の降雨を超える強度の降雨において浸水が予想される区域を日高村浸水予想区域として指定し、区域内において想定される浸水の深さ（想定浸水深）を公表するとともに、村内地区ごとの特性に応じた浸水被害対策を策定、公表することとする。

4.2 財政上の助成について

住民及び事業者の流域治水対策を促進するため、条例第29条に基づき、村長は、浸水被害対策を行う土地所有者等及び、貯留浸透阻害行為を行おうとする者が実施する対策工事に対して、予算の範囲内において財政上の助成を行うよう努める。また、流域治水対策の進捗状況等を踏まえたうえで、より効果的な助成制度となるよう制度の改善にも努めていくものとする。

4.3 特定都市河川の指定について

日下川について、「特定都市河川浸水被害対策法」（平成15年法律第77号）第2条に基づく特定都市河川の指定に向けて調整を進めることとする。

4.4 流域治水対策の進め方について

流域治水対策については、関係行政機関と密接に連携を図るとともに、「日高村水害に強いまちづくり審議会」を開催し、必要な事項について意見を求めながら進めることとする。

4.5 基本方針の見直しについて

流域治水対策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて、本基本方針を変更することとする。変更した場合には、その旨及び変更後の基本方針を公表するものとする。